

国立大学法人岡山大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

〔平成16年4月1日〕
〔岡大規程第11号〕

改正 平成16年10月 7日規程第109号
平成18年11月15日規程第 84号
平成19年 3月30日規程第 38号
平成20年 9月27日規程第 85号
平成21年 3月27日規程第 25号
平成23年 3月31日規程第 4号
平成24年 3月30日規程第 9号
平成24年11月30日規程第 46号
平成26年 2月13日規程第 3号
平成26年 3月31日規程第 11号
平成27年 3月31日規程第 71号
平成28年 3月31日規程第 13号
平成28年11月18日規程第 83号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、法人における人事管理上の公正の確保、役員及び職員（以下「職員等」という。）の利益の保護及び職員等の職務能率の発揮並びに学部学生、大学院学生及び研究生等（以下「学生等」という。）の良好な修学上の環境の保持及び学生等の利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「ハラスメント」とは次の各号に該当するものをいう。

- 一 マタニティ・ハラスメント 妊娠若しくは出産に関する言動又は妊娠若しくは出産に関する措置若しくは制度の利用に関する言動であつて、職務、教育又は研究の適切な範囲を超え、他人の職場環境、教育環境又は研究環境を悪化させるもの。
- 二 育児休業等に関するハラスメント 育児又は介護に関する措置又は制度の利用に関する言動であつて、職務、教育又は研究の適切な範囲を超え、他人の職場環境、教育環境又は研究環境を悪化させるもの。（前号にあたるものを除く。）
- 三 セクシュアル・ハラスメント 他人を不快にさせる性的な言動又は性別による差別的言動（前2号にあたるものを除く。）
- 四 アカデミック・ハラスメント 職務上、教育上若しくは研究上の地位又は人間関係などの優位性を背景にして行われる、職務、教育又は研究の適切な範囲を超える言動であつて、次のいずれかの結果をもたらすもの（前3号にあたるものを除く。）
 - イ 他人に精神的又は身体的苦痛を与えること。
 - ロ 他人の職場環境、教育環境、又は研究環境を悪化させること。
- 五 その他のハラスメント 飲酒の強要、暴行、喫煙にまつわる不法行為又は誹謗、中傷若しくは風評の流布等により、他人の人権を侵害したり、他人を不快にさせる言

動（前4号にあたるものを除く。）

2 この規程において、「ハラスメントに起因する問題」とは、ハラスメントのため職員等の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員等が就労上又は学生等が修学上の不利益を受けることをいう。

3 この規程において、「相談者」とは、ハラスメント相談員にハラスメント相談を行った者をいい、相談者のハラスメント相談がハラスメント防止委員長に報告された場合におけるハラスメントを受けたとする者を「申立人」と、ハラスメントを行ったとされる者を「被申立人」といい、申立人と被申立人をあわせて「当事者」という。

（職員等及び学生等の責務）

第3条 職員等及び学生等は、この規程及び学長が定める指針に従い、いかなるハラスメントも行ってはならない。

（監督者及び指導教員の責務）

第4条 職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）及び学生等を指導する立場にある教員（以下「指導教員」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止等を図るとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

一 日常の執務又は教育・研究を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員及び学生等の注意を喚起し、さらにはその認識を深めさせること。

二 職員及び学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が職場又は教育現場に生じることがないように配慮すること。

（学長の責務）

第5条 学長は、職員等及び学生等に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

2 学長は、ハラスメントの防止等のため、職員等及び学生等に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うものとする。

3 学長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員等及び学生等に対し、必要な研修等を実施するものとする。

4 学長は、新たに職員等又は学生等となった者に対してハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者又は指導教員となった職員等に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。

（防止委員会）

第6条 法人にハラスメントの防止等のため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

一 ハラスメントの防止等に関する啓発活動の企画及び実施に関すること。

二 ハラスメントに起因する問題への対応に関すること。

三 ハラスメントに関する部局間の連絡調整に関すること。

四 相談員の研修に関すること。

五 その他ハラスメントの防止等に関すること。

3 防止委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

一 法務・コンプライアンス担当副学長

二 大学院教育学研究科及び大学院社会文化科学研究科の専任教員（原則として教授とする。以下この項において同じ。）のうちから学長が指名した者 1人

- 三 大学院自然科学研究科及び大学院環境生命科学研究科の専任教員のうちから学長が指名した者 1人
 - 四 大学院保健学研究科及び大学院医歯薬学総合研究科の専任教員のうちから学長が指名した者 1人
 - 五 大学院法務研究科の専任教員のうちから学長が指名した者 1人
 - 六 岡山大学病院の職員のうちから学長が指名した者 1人
 - 七 全学教育・学生支援機構及び全学センターの専任教員のうちから学長が指名した者 1人
 - 八 学内又は学外の法律、カウンセリング等の専門家のうちから学長が指名又は委嘱した者 若干人
 - 九 第7条第3項第1号に規定するハラスメント防止対策室長
 - 十 総務・企画部法務・コンプライアンス対策室長
 - 十一 その他学長が必要と認めた者
- 4 前項第2号から第8号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 防止委員会に委員長を置き、第3項第1号の者をもって充てる。
 - 6 防止委員会委員長（以下第14条を除き単に「委員長」という。）は、防止委員会を招集し、その議長となる。
 - 7 委員長は、第8条に規定するハラスメント相談員が受け付けたハラスメントに関する相談等（以下「ハラスメント相談」という。）の事実関係等について、第7条に規定するハラスメント防止対策室から報告があったときは、速やかに防止委員会を招集しなければならない。この場合において、当該報告事案の当事者及び当事者との間において特別な利害関係がある者は、当該審議に加わることはできない。
 - 8 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
 - 9 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - 10 第14条第5項に規定する調査委員会委員長は、同条第10項の規定により報告した調査結果に基づき当該事案について審議する防止委員会に、オブザーバーとして出席するものとする。
 - 11 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
 - 12 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって議決する。
（相当期間経過後のハラスメント相談にかかる特例）
- 第6条の2 防止委員会は、前条7項のハラスメント相談のうち、ハラスメントとして申立てのあった行為のすべてが、その発生から3年が経過しており、かつ現にハラスメントが継続していないと認める場合、当該事案に対する審議を行わない旨の決定を行うことができる。
（ハラスメント防止対策室）
- 第7条 法人に、ハラスメント防止に関して講ずべき対策を構築することを目的として、ハラスメント防止対策室（以下「防止対策室」という。）を置く。
- 2 防止対策室は、防止委員会、学生総合支援センター学生相談室、保健管理センター及び関係部局等と連携協力を図り、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 ハラスメントに関する相談等に応じること。
 - 二 ハラスメントの防止等に関する研修及び啓発活動の企画及び実施に関すること。

- 三 ハラスメント発生要因及び現状について調査及び分析を行うこと。
 - 四 その他ハラスメントの防止等に関すること。
 - 3 防止対策室に次の各号に掲げる職員を置く。
 - 一 室長
 - 二 ハラスメント専門相談員
 - 三 兼任教員
 - 4 防止対策室に専任教員を置くことができる。
 - 5 防止対策室に関し必要な事項は、別に定める。
(ハラスメント相談員)
- 第8条 学長は、ハラスメント相談に当たるため、法人にハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。
- 2 相談員は、次の各号に掲げる者とし、学長が決定する。
 - 一 部局長が推薦する法人の教員
 - 二 岡山大学病院長が推薦する者
 - 三 学生総合支援センター学生相談室の相談協力委員
 - 四 教育学部各附属学校長（幼稚園にあつては、園長）が推薦する者
 - 五 防止対策室の職員
 - 六 その他学長が指名する者
 - 3 相談員の責務は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 ハラスメント相談に応じること。
 - 二 受け付けたハラスメント相談の事実関係等について、速やかに防止対策室に報告すること。
 - 三 申立人又は相談者に対して、相談受付後の経過等についての説明を行うこと。
 - 四 部局内におけるハラスメントの防止等に関する研修及び啓発活動の企画及び実施に関すること。
- 第9条 削除
- 第10条 削除
(ハラスメント相談)
- 第11条 法人にハラスメント相談の窓口を次のとおり置く。
- 一 第8条第2項各号に掲げる相談員
 - 二 防止対策室
- 2 ハラスメント相談は、前項各号のいずれの窓口に対しても行うことができる。
 - 3 ハラスメント相談の予約及び連絡方法は、電話、手紙、電子メール及び訪問のいずれでもよいものとする。ただし、具体的な相談は、原則として直接面談の上、行うものとする。
 - 4 ハラスメント相談は、ハラスメントを受けた本人のみが行うことができる。ただし、ハラスメントを受けた本人が相談を行うことができない特段の事情があり、かつ本人が相談を行うことに同意している場合はこの限りではない。
 - 5 法人におけるハラスメント相談に関する具体的な対応方法等については、別に定める。
(調整)
- 第12条 委員長は、第6条第7項の報告を受けた事案につき、関係部局において、当事者双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図ることが妥当であると判断した場合であつて、申立人が調整を希望したときは、防止委員会に諮る前に、関係部局長等に調

整を要請することができる。

- 2 関係部局長等は、委員長から前項の調整の要請があった場合は、これに従い適切な措置を講じなければならない。
- 3 委員長は、調整に当たり、必要と認める場合は、当該ハラスメント相談を受けた相談員に協力を要請することができる。
- 4 関係部局長等は、前項の規定により調整を行った場合は、その結果を速やかに委員長に報告しなければならない。
- 5 委員長は、当該事案が関係部局長等の調整では解決できなかった場合には、速やかに防止委員会に諮り、適切な措置を講ずるものとする。
- 6 関係部局長等が、調整に要する期間は1ヶ月以内を目途とする。

(調停)

- 第13条 委員長は、第6条第7項の報告を受けた事案につき、申立人が当事者間の話し合いでの解決を希望した場合、防止委員会に諮る前に、事案毎に調停員を置き、調停を行わせることができる。
- 2 前項の調停員は複数置くこととし、事案の内容を考慮し、防止委員会委員及び法人の職員のうちから委員長が指名する。この場合において、公平性・中立性の観点から、当該ハラスメント相談を受け付けた相談員又は当該調停事案の当事者との間において特別な利害関係がある者を調停員に指名することはできない。
- 3 調停員の責務は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 当該事案に係る事実関係の確認を行うこと。
 - 二 当事者及び関係者に対し、調停案を示し解決を図ること。
 - 三 当事者に対し、中立・公正な対応を行うこと。
- 4 委員長は、調停に当たり、必要と認める場合は、当該ハラスメント相談を受け付けた相談員、関係部局長等に協力を要請することができる。
- 5 調停の結果、当事者間で解決の合意が成立した場合は、調停員は当該合意内容を記した文書を3通作成し、当事者双方及び調停員が署名の上、当事者双方及び防止委員会が各1通を保管する。
- 6 調停員は、調停を行った結果を速やかに委員長に報告しなければならない。
- 7 調停員が、調停に要する期間は1ヶ月以内を目途とする。
- 8 委員長は、調停が不調となった場合、速やかに防止委員会に諮り、適切な措置を講ずるものとする。

(調査)

- 第14条 防止委員会は、ハラスメントの事実関係等について調査するため、事案毎に調査委員会を設置し、同委員会に当該事案に係る事実関係等を調査させることができる。
- 2 調査委員会の委員は、あらかじめ学長が指名又は委嘱した次の各号に掲げる者のうちから委員長が事案毎に若干人を指名する。ただし、調査の公平性・中立性の観点から、当該調査事案を受け付けた相談員又は当該調査事案の当事者との間に特別な利害関係がある者を指名することはできない。
 - 一 学部の教育を担当する専任教員（原則として教授とする。）のうちから学部毎に学長が指名した者 各1人
 - 二 岡山大学病院の職員のうちから学長が指名した者 1人
 - 三 事務職員のうちから学長が指名した者 若干人
 - 四 学内又は学外の法律専門家のうちから学長が指名又は委嘱した者 若干人

- 3 防止委員会委員長が必要と認めた場合は、前項各号に掲げる者以外のものを調査委員会に委員として加えることができる。
- 4 第2項第1号、第2号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 調査委員会に委員長を置き、当該調査委員会を組織する調査委員のうちから防止委員会委員長が指名する。
- 6 調査委員会が設置された場合には、防止委員会委員長は、速やかに関係部局長等に連絡する。ただし、関係部局長等が当事者である場合は、この限りでない。
- 7 調査委員会が行う事実関係等の調査に要する期間は、3ヵ月以内を目途とする。
- 8 関係部局長等は、調査委員会の行う調査に協力しなければならない。
- 9 調査委員会の行う調査の対象となった者は、調査に協力しなければならない。当事者が、正当な理由なく調査に協力しない場合、調査委員会は、その他の調査の結果をもって、調査を終了することができる。
- 10 調査委員会委員長は、調査結果について速やかに防止委員会委員長に報告しなければならない。

(調査結果の処理)

第15条 委員長は、前条第10項の報告を受けた場合は、防止委員会において審議を行い、ハラスメントの有無を認定するものとする。

- 2 前項の認定を行った場合は、速やかに当事者、当該ハラスメント相談を受け付けた相談員、関係部局長等に認定結果の通知を行う。
- 3 第1項の規定によりハラスメントがあったと認定をしたときは、委員長は速やかに学長に報告するものとする。この場合において、申立人の就労又は修学環境の改善のための措置及びメンタルヘルス不調への相談対応等が必要であると判断した場合は、その旨を併せて報告するものとする。
- 4 委員長は、学長の指示に基づき、関係部局長等に適切な措置を講じるよう要請するものとする。

(緊急措置)

第16条 委員長は、相談員から報告を受けた事案が、次の各号のいずれかに該当し、事態が深刻であり、かつ、緊急の対応を要すると判断した場合は、防止委員会に諮る前に、関係部局長等に緊急措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 申立人又は関係者の被害が拡大しないよう緊急に保護措置を講ずる必要があるとき。
- 二 申立人又は関係者の就労上又は修学上の環境保持に必要な措置を緊急に講ずる必要があるとき。

2 関係部局長等は、委員長から前項の勧告があった場合は、これに従い適切な措置を講じなければならない。

(人権の尊重及び守秘義務)

第17条 相談者及び当事者は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重し、正当な理由なく相談内容を第三者に伝える等、一方的にそのプライバシーを侵し、名誉を傷つけ、人権を損なうような言動を行ってはならない。

2 防止委員会委員、相談員、調査委員、調停員、関係部局長等その他ハラスメントに起因する問題の解決に向けた諸手続に関与する者又はこれらの職にあった者は、当事者及び関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、正当な理由なく知り

得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第18条 学長、監督者、指導教員その他の職員等は、ハラスメントに関する相談、申立、調査又はハラスメントの防止等のために協力若しくは正当な対応をした職員等又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第19条 防止委員会に関する事務は、総務・企画部法務・コンプライアンス対策室において処理する。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月13日から施行する。

附 則

1 この規程は平成26年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に指名又は委嘱される第6条第3項第2号から第8号までの委員並びに第12条第2項第1号、第2号及び第4号の委員の任期は、改正後の第6条第4項及び第12条第4項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。